

平成 20 年 度

監 査 報 告

第 1 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 1 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

監査結果の概要	1 ページ
第 1 定期監査（事務関係）	2 ページ
第 2 定期監査（工事関係）	2 3 ページ
第 3 財政援助団体等監査	3 2 ページ
監査を終わって	5 6 ページ

監査報告第4号
平成21年1月13日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	星 野 國 和
同	仁 田 昌 寿

平成20年度第1回定期監査及び
第1回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

監査結果の概要

今回の監査における各区分の件数は次のとおりである。

	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち 措置済事項		うち 措置済事項		
定期監査（事務関係）	12件	（3件）	5件	（1件）	2件	19件
定期監査（工事関係）	3件	（3件）	4件	（4件）	0件	7件
財政援助団体等監査	10件	（0件）	3件	（0件）	1件	14件
合 計	25件	（6件）	12件	（5件）	3件	40件

<参考> 指摘事項等の定義

平成19年7月9日監査委員会議決定「監査指摘事項等の整理について」

（関係部分抜すい）

区分	指摘事項	指導事項	意見
根 拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定 義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第1 定期監査(事務関係)

1 監査の対象及び範囲

主として平成19年4月1日から平成20年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア 市民活力推進局
- イ 道路局
- ウ 神奈川区
- エ 保土ヶ谷区
- オ 磯子区

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した事業本部及び局

- ア 開港150周年・創造都市事業本部
- イ 経済観光局
- ウ 都市整備局
- エ 港湾局

2 監査の期間

平成20年9月1日から平成20年12月17日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局、区及び事業本部の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした局、区及び事業本部の事務のうち、次に述べる事項については、改

善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

このほか、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務において改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告（32ページから）を参照されたい。

なお、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

<監査結果一覧>

指摘事項及び指導事項

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
現金・金券類 の取扱事務	指摘	公会堂等における現金出納事務について	神奈川県 保土ケ谷区 磯子区	6
		前渡金の不適切な事務処理について	市民活力推進局 道路局	7
		金券類の管理について	市民活力推進局 神奈川県 保土ケ谷区	9
収入事務	指摘	駐車場料金徴収等の事務手続について	道路局	10
		道路占用料等の債権管理について	神奈川県 磯子区	11
	指導	土木事務所から報告された証紙収入の調定について	道路局 神奈川県 磯子区	12
		自転車駐車場整理手数料等の調定について	道路局	12
支出事務	指摘	印刷契約における予算の適切な執行について	道路局	13
		契約内容に則した事務手続の徹底について		13
	指導	補助金の精算について	保土ケ谷区 磯子区	14
契約事務	指摘	産業廃棄物処理委託事務について	市民活力推進局 神奈川県 保土ケ谷区 磯子区	15
		システムの導入に伴うライセンスの調達について	市民活力推進局 道路局	16
		パーソナルコンピュータ修繕に伴う保証内容の確認について	道路局	17
	指導	委託等契約事務における業者選定について	神奈川県 保土ケ谷区 磯子区	18
		契約の事務処理について	神奈川県 保土ケ谷区 磯子区	18

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
財 産 管 理	指 摘	季刊誌「横濱」の受払記録について	市民活力推進局	19
経 営 管 理	指 摘	アルバイトに対する年次有給休暇の付与について	神 奈 川 区	20
計	<p style="text-align: center;">指摘事項 12件 (うち措置済み事項 3件) 指導事項 5件 (うち措置済み事項 1件)</p>			

意見

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
基 金	横浜市文化基金について		市民活力推進局	21
支 出 事 務	電子決裁における原本の確認及び管理の徹底について		市民活力推進局 道 路 局	22
計	2件			

(1) 現金・金券類の取扱事務

【指摘事項】

ア 公会堂等における現金出納事務について

(神奈川県、保土ヶ谷区及び磯子区)

公会堂使用料収入及び行政サービスコーナーの収入証紙発売機による領収金（以下「領収金」という。）については、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」により、収納した当日中に指定金融機関等へ払い込むことが原則とされている。

そこで、平成20年度における公会堂と行政サービスコーナーにおける現金出納状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 公会堂における領収金を当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく、期間では最長8日間、金額では最大約23万円を保管していたもの

(神奈川県地域振興課)

(イ) 公会堂における領収金を当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく、期間では最長4日間、金額では最大約14万円を保管していたもの

(保土ヶ谷区地域協働課)

(ウ) 新杉田行政サービスコーナーにおける領収金を当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく、毎日、収納日の翌朝に収入証紙発売機から領収金を取り出し、指定金融機関等へ収納日の翌営業日に払い込んでいたもの

(磯子区戸籍課)

については、事故防止の観点からも保管する現金を極力少なくする必要があることから、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づく適正な事務処理を行われたい。

イ 前渡金の不適切な事務処理について (市民活力推進局及び道路局)

前渡金の事務処理の状況に関して、市民活力推進局及び道路局を調べたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

(ア) 前渡金等の管理に使用する預金口座（以下「前渡金口座」という。）に関する不適切な事例

a 前渡金の流用

(a) 旅費として前渡金口座に入金されていた資金を講座参加費として支払っていた。 (市民活力推進局協働推進課)

(b) 運転免許取得のための受講料として前渡金口座に入金されていた資金を免許交付手数料等として支払っていた。 (道路局総務課)

b 前渡金の留め置き

(a) 平成18年12月に旅費として前渡金口座に59,590円が入金されたが、引出額が59,570円であったため、残金の20円が平成20年5月までの1年5か月の間、前渡金口座に留め置かれた状態になっていた。 (市民活力推進局地域施設課)

(b) 研究大会参加費を担当者が立替払したが、その費用が2か月間前渡金口座に留め置かれていた。 (市民活力推進局スポーツ振興課)

(c) 切手の購入のため、平成19年9月に8,000円が前渡金口座に入金されたが、口座から引き出したのは、4か月後の平成20年1月だった。 (道路局交通安全・放置自転車課)

c その他

(a) 職員の親睦会費を前渡金口座に預け入れていた。 (市民活力推進局広報課)

(b) 前渡金口座で発生した利息を2年間以上歳入処理していなかった。 (市民活力推進局地域施設課)

(イ) 公図等の複写代の支払事務に関わる不適切な事例

道路局では、公図等の複写代について、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づき毎月、資金前渡及び精算を行っているが、支払事務に関して次のような不適切な事例が見受けられた。

a 前渡金の流用・立替払

前月や翌月の前渡金を流用したり、担当者が立替払し、後日請求しているものがあった。 (道路局路政課及び建設課)

b 不適切な領収書による代金請求

コピーした領収書を使用したり、領収書の日付の改ざんや領収書のあて名の修正を行っているものがあった。 (道路局建設課)

c 精算記録の不備

どの職員が複写代を使用したのか、その代金をいつ職員に支払ったかなどの記録がなく、管理体制が不十分だった。 (道路局建設課)

については、公図等の複写代の事例のように少額（30円から390円）であっても、前渡金事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課において事務のチェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算および金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行なわれるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。

(市民活力推進局総務課及び道路局総務課)

ウ 金券類の管理について (市民活力推進局、神奈川区及び保土ヶ谷区)

神奈川区、保土ヶ谷区及び市民活力推進局の金券類の管理状況を見たところ、次のような不適正なものがあった。

(ア) 保管されていたテレホンカード27枚について、必要な管理簿を備えておらず、受払の状況が確認できなかった。(神奈川区地域振興課) 【措置済み】

(イ) タクシーチケットについて、払出しに際して受払簿に記載をしておらず、その行方が分からなくなっているものが22枚あった。(保土ヶ谷区総務課)

(ウ) 郵便切手について、保管枚数が管理簿と一致せず、500円切手の枚数が、管理簿上の残数より19枚少ない状態となっていた。

(市民活力推進局文化振興課) 【措置済み】

テレホンカード及び郵便切手については「横浜市物品規則」[※]に、タクシーチケットについては「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて」(平成5年12月24日総務局長通知)に基づき、適正に取り扱われたい。

※金券類の管理について

横浜市では、地方自治法に基づき郵便切手等は、物品として取り扱うものとされています。：「横浜市物品規則の施行について」(昭和54年7月10日依命通達)

【対象局区が講じた措置内容】

神奈川区では、平成20年12月に、テレホンカードに係る物品管理簿を作成し、適正な管理を行うよう改めた。

市民活力推進局では、平成20年11月から、郵便切手を使用する際に、管理簿上の残数と実数を必ず確認するなどチェックを徹底することとした。

また、郵便切手の管理状況について、局内各課から報告書を毎月総務課に提出させ確認することとした。

(2) 収入事務

【指摘事項】

ア 駐車場料金徴収等の事務手続について

(道路局)

道路局では、スカイウォーク[※] 及びスカイウォーク駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営を業者委託により行っている。

そこで、駐車場管理運営に関する事務をみたところ、平成19年度まではスカイウォークの管理受託者が港湾局から目的外使用許可を受け駐車場を運営していたが、平成20年度からは道路局が公有財産の使用承認を得て、スカイウォークと駐車場を一括して管理することになった。このため、道路局は駐車場料金を市の歳入として収納したが、所定の手続を行わずに、従来の管理受託者と同様の方法で、駐車場料金の設定及び徴収を行っていた。

については、駐車場料金の徴収等については、適切な事務手続を行われたい。

(事業調整課)

※スカイウォークについて

横浜ベイブリッジ（自動車専用道路）に併設された有料の歩行者専用道路である。

イ 道路占用料等の債権管理について

(神奈川区及び磯子区)

土木事務所で行われている道路占用料及び道路損傷等に係る負担金の債権管理事務について、次のような事例があったので、適正な事務処理を行われない。

(ア) 道路占用料の徴収は、「道路占用料の徴収及び督促等に関する事務処理要領」に基づき行うこととされているが、平成19年度、平成20年度の未納となっている神奈川区47件、磯子区28件の道路占用料についてみたところ、神奈川区で47件、磯子区で21件について督促状を送付していなかった。

また、滞納者別債権管理票についても、神奈川区で39件、磯子区で28件について作成していなかった。

(神奈川土木事務所、磯子土木事務所)

(イ) 道路損傷等に係る負担金の徴収は、「道路損傷等に係る負担金の徴収及び督促等に関する事務処理要領」に基づき行うこととされているが、平成20年度の未納となっている道路損傷等に係る負担金2件についてみたところ、いずれも督促状を送付しておらず、また、滞納者別債権管理票についても作成していなかった。

(磯子土木事務所)

【措置済み】

【対象区が講じた措置内容】

神奈川区では、平成20年11月に、未納となっている道路占用料について、督促状の送付及び滞納者別債権管理票の作成など適正な事務処理に改めた。

磯子区では、平成20年11月に、未納となっている道路占用料等について、督促状の送付及び滞納者別債権管理票の作成など適正な事務処理に改めた。

【指導事項】

ウ 土木事務所から報告された証紙収入の調定について

(道路局、神奈川区及び磯子区)

各区土木事務所では、図面謄本、写し証明交付手数料等の交付手数料を証紙により徴収し、その実績を道路局に報告している。

そこで、これらの事務についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 毎月報告すべき「証紙抹消高報告」を、平成19年4月から平成20年2月分までの11か月分をまとめて、平成20年3月に報告していた。(磯子土木事務所)

(イ) 平成19年度の「証紙抹消高報告」について、神奈川土木事務所で2,700円、磯子土木事務所で300円が集計ミスにより過小に報告していた。

(神奈川土木事務所及び磯子土木事務所)

(ウ) 道路局では、各区から報告された金額をまとめて調定しているが、集計ミスにより平成19年度の調定額が、43,200円過小となっていた。(道路局道路調査課)

また、平成19年度の道路幅員証明手数料の調定額について、300円が集計ミスにより過小となっていた。(道路局管理課)

については、正確な調定を毎月行うとともに、各区が正確な報告を行える仕組みを確立されたい。

エ 自転車駐車場整理手数料等の調定について

(道路局)

道路局では、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」により、自転車駐車場を設置し、また、放置禁止区域内に放置されている自転車については定められた保管場所に移動した時、自転車駐車場整理手数料及び放置自転車等移動費用などの収入を徴収している。

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」によると、歳入金を徴収する原因が生じた時は、直ちに調定しなければならないとされているが、確認したところ、平成20年5月分から8月分までの4か月間の調定が行われていなかった。

については、直ちに調定を行われたい。

(交通安全・放置自転車課)

(3) 支出事務

【指摘事項】

ア 印刷契約における予算の適切な執行について (道路局)

道路局では、図面等の印刷業務について概算数量契約を締結し執行している。

そこで、毎月の支出内容を確認したところ、平成19年度下半期分の契約において、予定数量を大幅に超えたため、契約書等の書き換えを行い、超過金額分の大半を翌年度予算から支出していた。

また、「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」等により分割納入する場合はその都度納品書を徴し、納入数量を正確に把握することとされているが、支出の根拠に必要な納品書が平成19年4月分から平成20年8月分まで全く保管されていなかった。

については、法令を遵守し、契約及び支出手続並びに関係書類の保管について適切な執行を行われたい。 (建設課)

イ 契約内容に則した事務手続の徹底について (道路局)

道路局では、パーソナルコンピュータを修繕するとして一連の契約手続を行い、修繕費を支出していたが、実際には同価格程度の新品を納入させていた。

については、契約内容に則した事務手続を徹底されたい。 (建設課)

【指導事項】

ウ 補助金の精算について

(保土ヶ谷区及び磯子区)

個性ある区づくり推進費に係る平成19年度の補助金の精算報告についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 区内スポーツ団体連携強化事業補助金については、当該補助金交付要綱で年度終了後速やかに実績報告を提出することとされているが、報告書が提出されていなかった。
(保土ヶ谷区地域協働課) 【措置済み】

(イ) 磯子区体育指導委員連絡協議会活動補助金及び磯子区青少年指導員協議会活動費補助金の精算報告書によると、余剰金が生じていたが、各補助金交付要綱に基づく事務手続を行っていなかった。
(磯子区地域振興課)

補助金の精算にあたっては、各補助金交付要綱に基づき、適切に執行されたい。

【対象区が講じた措置内容】

保土ヶ谷区では、平成20年10月に、平成19年度区内スポーツ団体連携強化事業補助金について実績報告書の提出を受け、審査の結果、補助金額を確定した。

(4) 契約事務

【指摘事項】

ア 産業廃棄物処理委託事務について

(市民活力推進局、神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区)

神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区及び市民活力推進局で排出される産業廃棄物の処理状況について、産業廃棄物管理票^{*}等をみたところ、次のような不適正な事例が見受けられた。

(ア) 委託した産業廃棄物の最終処分が適正に行われたことを産業廃棄物管理票で確認せず、検査調書を作成し支出を行っていたもの

(神奈川区総務課 2 件、保土ヶ谷区総務課 6 件、磯子区総務課 1 件及び市民活力推進局総務課 1 件)

(イ) 什器等の廃棄を納入業者に行わせるなど、産業廃棄物処理業の許可を受けていない業者に処理を委託したもの

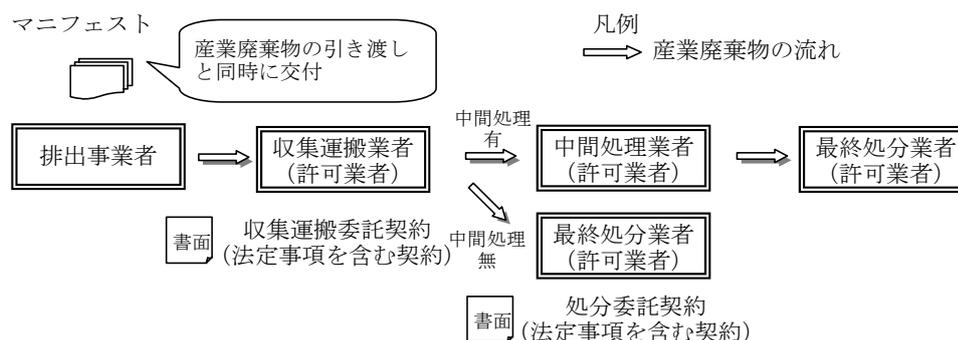
(保土ヶ谷区総務課 2 件及び市民活力推進局地域活動推進課 1 件)

については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、産業廃棄物を適正に処理されたい。

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度。

< 産業廃棄物の処理の流れ >



イ システムの導入に伴うライセンスの調達について

(市民活力推進局及び道路局)

市民活力推進局及び道路局では、職場内の電子データを共有化するためのシステムを導入している。

そこで、システムの導入に関する契約関係書類を確認したところ、行政運営調整局が既已取得していたライセンス^{*}を重複して取得している事例が、次のとおり見受けられた。

(ア) ライセンスを95台分リースしていたもの (道路局建設課)

(イ) ライセンスを15台分購入していたもの
(市民活力推進局窓口サービス課) 【措置済み】

については、システムを導入する際には、不要なライセンスを調達しないよう、契約内容を精査されたい。

※ライセンス

「Microsoft Windows Server 2003」を導入したシステムに接続するためには、「クライアント アクセス ライセンス」(Client Access License = CAL) というライセンスが必要となる。

横浜市では、このライセンスを既に調達しているため、各職場において、個別にライセンスを購入する必要はない。

【対象局が講じた措置内容】

市民活力推進局では、ネットワーク管理者(行政運営調整局 I T活用推進課長)と協議した結果、分離して引渡可能な10ライセンスを I T活用推進課に所管替えし、I T活用推進課で活用することとした。

また、今後、不必要なライセンスを購入しないように局内に周知徹底した。

ウ パーソナルコンピュータ修繕に伴う保証内容の確認について (道路局)

道路局で修繕されたパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）のうち、リースにより調達されていたものについては、3年間のパーツ保証（以下「保証」という。）が付されている。

そこで、リースにより調達したパソコンの修繕についてみたところ、平成19年度に行われた3件については、リース会社に保証の可否を確認しないまま修繕を依頼したものであった。これらの修繕に保証が適用された場合は、修繕費を縮減できた可能性があるため、物品の修繕に当たっては、保証内容を確認した上で執行されたい。 (建設課)

【指導事項】

エ 委託等契約事務における業者選定について (神奈川県、保土ヶ谷区及び磯子区)

区では、遊休地を暫定的に利用して子どもが安全に遊ぶことができる「子どもの遊び場」事業を行っている。そこで、平成19年度及び平成20年度の「子どもの遊び場」に係る遊具点検及び修繕の契約状況（全件）についてみたところ、以下のとおりであった。については、広く業者選定を行い、競争性の高い発注に努められたい。

(神奈川県地域振興課、保土ヶ谷区地域協働課及び磯子区地域振興課)

<遊具点検及び修繕に係る契約状況>

神奈川県		保土ヶ谷区		磯子区	
契約業者	契約金額	契約業者	契約金額	契約業者	契約金額
A社	312,375円	B社	231,000円	C社	136,290円
B社	163,800円	B社	735,000円	C社	533,190円
B社	598,500円	B社	149,100円	C社	912,450円
B社	138,600円	B社	459,900円	C社	226,800円
B社	138,600円	B社	239,400円	C社	597,765円
B社	756,000円	B社	210,000円	C社	80,640円
		B社	997,500円		
		C社	999,495円		

※ 期間：平成19年4月（支出分）から平成20年9月まで

オ 契約の事務処理について (神奈川県、保土ヶ谷区及び磯子区)

区役所の契約事務についてみたところ、次のような事例があったので、「横浜市契約規則」等に基づき適切な事務処理を行われたい。

- (ア) 公園内トイレの修繕について、履行期間内に業務が完了しなかったにもかかわらず完了検査を行っていたもの (保土ヶ谷土木事務所1件)
- (イ) 「子どもの遊び場」の樹木せん定について、契約前に委託業務を行わせていたもの (神奈川県地域振興課1件)
- (ウ) 土木事務所が使用する原材料等の購入について、契約前に物品を納入させていたもの (保土ヶ谷土木事務所16件及び磯子土木事務所12件)

【措置済み】

【対象区が講じた措置内容】

保土ヶ谷区及び磯子区では、平成20年11月に、土木事務所職員に対して研修を実施し、契約の事務処理についてルールを守って処理すべきことを徹底した。

神奈川県では、平成20年12月に、区内各課に対して経理事務について「経理事務適正化チェックシート」に基づき適正な処理・確認を行うよう周知徹底した。

(5) 財産管理

【指摘事項】

季刊誌「横濱」の受払記録について

(市民活力推進局)

市民活力推進局では、横浜の歴史・文化などの魅力を市内外にPRすることを目的とする季刊誌「横濱」を、民間事業者との協働により年4回編集・発行し、市民情報センターの刊行物サービスコーナー等で有償頒布を行っている。

(平成19年度の販売実績は約6,700冊、販売収入は約285万円)

そこで、市民活力推進局が保有する同誌の管理状況をみたところ、受払は記録していたものの、在庫数が把握できない状況であったので、有償刊行物として適切な管理を行われたい。

(広報課) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

市民活力推進局では、監査事務局の実査後に在庫数を確認し、平成20年4月からの受払簿を復元した。

(6) 経営管理

【指摘事項】

アルバイトに対する年次有給休暇の付与について

(神奈川区)

アルバイトに対する年次有給休暇の付与については、「横浜市アルバイト就業要綱」(以下「要綱」という。)の規定により、雇用期間が6か月を超える場合に所定の年次有給休暇を与えるとされている。

そこで、神奈川土木事務所のアルバイトについてみたところ、6か月間のアルバイト雇用について、10日の年次有給休暇を付与することとして雇入通知書を交付し、実際に10日の年次有給休暇を付与していた。

については、要綱に基づく適正な取扱いをするよう改められたい。

(神奈川土木事務所及び総務課) 【措置済み】

【対象区が講じた措置内容】

神奈川区では、平成20年11月に、区内各課に対してアルバイトに対する年次有給休暇の付与等の適切な処理について周知徹底した。

(7) 意見

ア 横浜市文化基金について

(市民活力推進局)

横浜市文化基金は、「美術館その他の文化施設の建設及び美術館に収蔵する美術品等の収集に資する（横浜市文化基金条例第1条）」ことを目的として設置された基金であり、平成19年度末の現在高は94億2,920万円（うち、現金は1億4,519万円）となっている。

なお、平成17年度以降は美術品の購入を行っておらず、寄付金と基金運用益の積立てのみを行っている。

地方公共団体の基金は地方自治法第241条に規定されており、「特定の目的のために資金を積み立てる基金」を設けた場合は、同条第4項により、基金の運用収益及び管理に要する経費を毎年度の歳入歳出予算に計上しなければならないとされている。

また、「特定の目的のために定額の資金を運用するための基金」を設けた場合は、同条第5項により、運用の状況を示す書類を毎年度作成し、議会に提出しなければならないとされている。

については、横浜市文化基金の設置目的について、積立てのための基金とするか、運用のための基金とするか考え方を整理されたい。（文化振興課）

イ 電子決裁における原本の確認及び管理の徹底について

(市民活力推進局及び道路局)

市民活力推進局及び道路局の全課について、契約等に関する電子決裁文書と保管されている原文書等を確認したところ、PDFファイルによる電子データ（以下「PDFファイル」という。）の一部に、見積書などを取り直す手間を省くための改ざんや、保存すべき請書の原本を紛失するなど不適正な取扱いが見受けられた。

その他、今回確認した原文書には、契約の相手方が記載すべき内容（日付等）を市職員が鉛筆書きで補筆した上でPDFファイルを作成していたものが複数見受けられた。

電子決裁に際して、請求書等を取り直すことなく加筆訂正等の改ざんをする行為については、既に、昨年度の定期監査において指摘しているところであるが、契約手続を含めた経理事務全般について、再度適正な取扱いを徹底する必要がある。

(市民活力推進局総務課及び道路局総務課)

<監査の状況>

	支出命令抽出件数	不適正な取扱
市民活力推進局	4,423 件	20 件 (0.45%)
道 路 局	6,370 件	23 件 (0.36%)
合 計	10,793 件	43 件 (0.40%)

※ 件数は、平成19年4月1日から平成20年8月31日までに文書管理システムに登録された件数

※ 「不適正な取扱」には、鉛筆書きで補筆した件数は、含んでいない。

第2 定期監査(工事関係)

1 監査の対象及び範囲

主として平成19年4月1日から平成20年8月31日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む）に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 道路局
- (2) 神奈川区
- (3) 保土ヶ谷区
- (4) 磯子区

＜監査対象工事及び監査実施工事＞

監 査 対 象 局 区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額 (契約)	件 数	工事金額 (契約)
道 路 局	1,284件	369億 8,805万 955円	175件	140億 6,533万 3,588円
神 奈 川 区	183件	17億 9,743万 985円	50件	8億 2,925万 7,908円
保 土 ヶ 谷 区	204件	15億 4,110万 9,164円	46件	7億 797万 8,302円
磯 子 区	143件	13億 8,535万 8,280円	45件	5億 3,754万 9,171円
計 (抽出率)	1,814件	417億 1,194万 9,384円	316件 (17.4%)	161億 4,011万 8,969円 (38.7%)

2 主な監査実施工事

(1) 道路局

「都市計画道路環状2号線（新横浜駅北口地区）街路整備工事」、「都市計画道路山下長津田線（鴨居地区）街路整備工事（白山工区・その6）」、「都市計画道路桂町戸塚遠藤線（小菅ヶ谷・舞岡地区）街路整備工事（その30）」、「潮見橋架替工事（下部工その3）」及び「鶴見駅人道橋改修工事委託（平成18年度）」

(2) 神奈川区

「神奈川区菅田町地内道路改良工事」、「主要地方道環状2号線（羽沢・三枚地区）道路改築工事（その4）」、「市道片倉六角橋線（神大寺地区）歩道設置工

事（その4）」、「主要地方道環状2号線（羽沢・三枚地区）道路改築付帯工事（その4）」及び「神奈川土木管内測量設計委託（その1）」

(3) 保土ヶ谷区

「一般国道1号保土ヶ谷区保土ヶ谷町1丁目地内舗装補修工事（夜間・切削）」、「市道狩場町第155号線保土ヶ谷区権太坂三丁目地内道路改良工事」、「環状2号線（内回り）保土ヶ谷区今井町地内舗装補修工事（夜間・切削）」、「市道鶴ヶ峰天王町線舗装補修付帯工事」及び「保土ヶ谷区街路樹維持業務委託」

(4) 磯子区

「磯子区杉田九丁目地内舗装補修工事」、「磯子区洋光台三丁目地内舗装補修工事」、「磯子区杉田八丁目地内ほか2か所舗装補修工事」、「磯子土木管内舗装補修（応急修理）工事」、「磯子土木管内下水道修繕工事（その5）」及び「磯子区公園維持業務委託（その1）」

3 監査の期間

平成20年9月1日から平成20年12月17日まで

4 監査の方法

監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が合規性及び正確性の観点から適正かつ効率的に執行されているか、また、環境負荷の低減が図られているかについて、関係書類の検査、工事現場の調査等により実施した。

5 監査の結果

対象とした局及び区の工事は、次に述べる事項については、改善の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。その他の工事については、適正に執行されていた。

なお、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

<監査結果一覧>

指摘事項及び指導事項

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
工事の設計・積算事務	指摘	設計変更の適正化について	道路局 保土ヶ谷区 磯子区	26
	指導	工事費積算の適正化とチェック機能の強化について	道路局 神奈川区	27
工事の契約・監督事務	指導	個人情報取扱特記事項の取扱いについて	道路局 保土ヶ谷区 磯子区	28
		概算数量契約の契約変更の適正化について	神奈川区	28
工事の安全対策	指摘	工事作業中の安全管理の適正化について	道路局 磯子区	29
	指導	歩行者等に対する安全確保の徹底について	道路局 神奈川区	30
工事の事務手続	指摘	工事用現場事務所設置の取扱いについて	道路局	31
計	指摘事項 3件 (うち 措置済み事項 3件) 指導事項 4件 (うち 措置済み事項 4件)			

(1) 工事の設計・積算事務

【指摘事項】

ア 設計変更の適正化について

(道路局、保土ヶ谷区及び磯子区)

道路局等が発注した街路整備工事等において、次のような設計変更の誤りが認められた。

(ア) 設計変更において、設計変更限度額を超えて設計変更を行っていたもの
(保土ヶ谷土木事務所 1 件)

(イ) 直接工事費に増額が生じたが、設計変更等の限度額内に収めるため諸経費を減額していたもの
(道路局建設課 1 件、保土ヶ谷土木事務所 1 件及び磯子土木事務所 3 件)

については、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」に基づき、設計変更を適正に行うよう改められたい。

【措置済み】

【対象局区が講じた措置内容】

道路局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を局内全ての工事担当課で実施した。

また、全ての土木事務所でも同様の研修を実施した。

【指導事項】

イ 工事費積算の適正化とチェック機能の強化について (道路局及び神奈川区)

道路局等が発注した街路整備工事等において、次のような積算の誤りがあった。

(ア) 諸経費に計上すべき計測工や草刈工等を直接工事費として積算していたもの
(道路局建設課 4 件)

(イ) 人口集中地区 (DID^{*}) 外の工事に、地区内の工事に適用する諸経費 (共通仮設費) の割増補正を行って積算していたもの
(神奈川土木事務所 1 件)

については、「横浜市土木工事積算基準・標準歩掛表」に基づき、工事費積算の適正化を図るとともに、チェック機能を強化されたい。

【措置済み】

※ DID (Densely Inhabited District)

市区町村の区域内で人口密度の高い基本単位区 (4,000人/km²以上) が隣接して、その人口が5,000人以上となる地区。国勢調査のデータをもとに設定されている。

【対象局区が講じた措置内容】

道路局では、今回の指導事項に関する再発防止のための研修を局内全ての工事担当課で実施した。

また、全ての土木事務所でも同様の研修を実施した。

(2) 工事の契約・監督事務

【指導事項】

ア 個人情報取扱特記事項の取扱いについて (道路局、保土ヶ谷区及び磯子区)

道路局等が発注した街路整備工事等において、請負業者からの提出が義務付けられている「個人情報保護に関する研修実施報告書及び誓約書」（以下「研修報告書等」という。）を提出させていないものが多数見受けられた。

工事の実施等に当たっては、「個人情報取扱特記事項」の趣旨に基づき、個人情報保護に関する研修を実施し、「研修報告書等」を提出するよう指導されたい。

(道路局建設課、保土ヶ谷土木事務所及び磯子土木事務所)

【措置済み】

【対象局区が講じた措置内容】

道路局では、個人情報の取扱いについて基準を明確化し、局内全ての工事担当課及び全ての土木事務所への周知を実施した。

イ 概算数量契約の契約変更の適正化について (神奈川区)

土木事務所が発注した概算数量契約* による測量設計委託1件において、当初契約にない項目を追加して、契約変更を行っていた。

については、「財務事務の手引き」に基づき、概算数量契約の契約変更を適正に行うよう改められたい。

(神奈川土木事務所)

【措置済み】

※ 概算数量契約（概算数量による物品供給等契約）

設計時に業務内容は確定しているが数量が確定できない場合に適用する契約方法で、作業項目と単価を定めた契約を行い、支払時に実際の作業数量を乗じて精算を行う。

【対象区が講じた措置内容】

全ての土木事務所では、今回の指導事項に関する再発防止のための研修を実施した。

(3) 工事の安全対策

【指摘事項】

ア 工事作業中の安全管理の適正化について

(道路局及び磯子区)

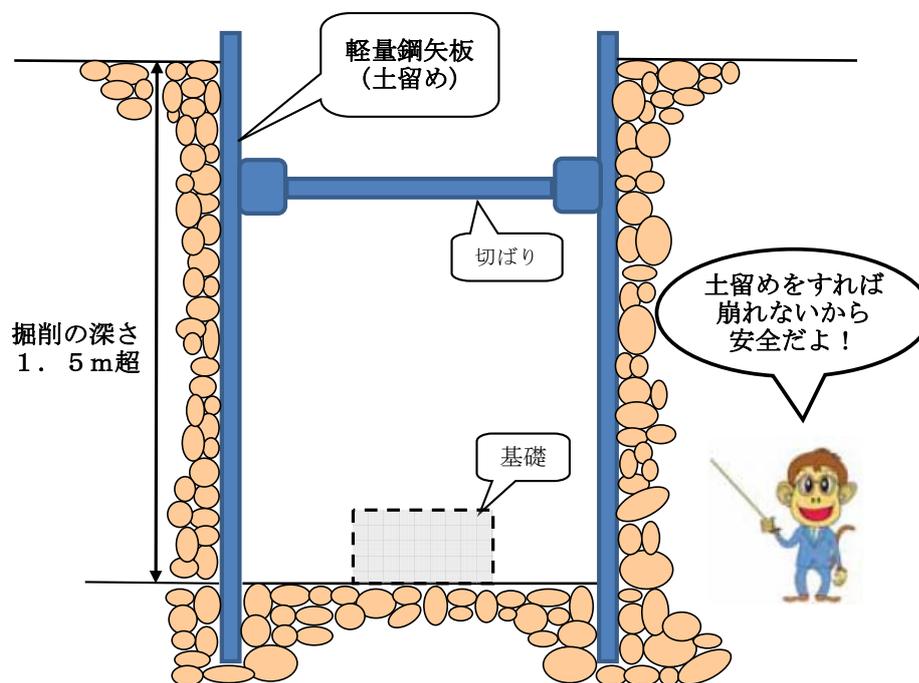
道路局等が発注した工事のうち、深さ1.5mを超える掘削を伴う工事2件において、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき土留めを設置すべきところ設置せずに埋戻し作業を行っていた。

については、同要綱に基づき、工事作業中の安全管理について適切に監督を行われない。

(道路局建設課1件、磯子土木事務所1件)

【措置済み】

<土留めのイメージ>



【対象局区が講じた措置内容】

道路局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を局内全ての工事担当課で実施した。

また、全ての土木事務所でも同様の研修を実施した。

【指導事項】

イ 歩行者等に対する安全確保の徹底について

(道路局及び神奈川区)

道路局等が発注した街路整備工事等において、歩行者等に対する安全確保に、次のような不適切な事例が見受けられた。

(ア) 「横浜市福祉のまちづくり条例」に定められている交差点部の歩道上の視覚障害者誘導用ブロックが設置されていなかったもの
(道路局建設課 1 件)

(イ) 歩道上の植栽工事の際に、複数の箇所で交通誘導員を配置していなかったもの
(神奈川土木事務所 1 件)

については、「横浜市福祉のまちづくり条例」等に基づき、歩行者等に対する安全確保を徹底するよう改められたい。

【措置済み】

<視覚障害者誘導用ブロック>



<実際の状況>



<改善後の状況>

【対象局区が講じた措置内容】

道路局では、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく、歩道の視覚障害者誘導用ブロックの敷設を実施するとともに、指導事項に関する再発防止のための研修を局内全ての工事担当課で実施した。

また、全ての土木事務所でも同様の研修を実施した。

(4) 工事の事務手続

【指摘事項】

工事用現場事務所設置の取扱いについて

(道路局)

道路局が発注した街路整備工事等において、道路予定地に工事用現場事務所を設置するにあたり、路線認定の有無の確認を怠ったため、道路占用として取り扱うべきところを、行政財産の目的外使用として取り扱うなど不適切な取扱いが見受けられた。

については、工事用現場事務所の設置に当たっては、路線認定の有無を確認したうえで、取り扱うよう改められたい。

(建設課及び橋梁課)

【措置済み】

<工事用現場事務所設置例>



【対象局が講じた措置内容】

道路局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を局内全ての工事担当課で実施した。

第3 財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

主として平成19年4月1日から平成20年8月31日までの出納その他の事務について、次の団体において監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設の管理団体（指定管理者）については次に掲げた公の施設の管理に係る事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

- ア 財団法人横浜市芸術文化振興財団（市民活力推進局）
- イ 株式会社横浜インポートマート（経済観光局）
- ウ 横浜高速鉄道株式会社（都市整備局）
- エ 株式会社横浜港国際流通センター（港湾局）
- オ 横浜ベイサイドマリーナ株式会社（港湾局）

(2) 財政援助団体

- ア 財団法人横浜市芸術文化振興財団
（市民活力推進局及び開港150周年・創造都市事業本部）
- イ 横浜高速鉄道株式会社（都市整備局）

(3) 公の施設の管理団体（指定管理者）

- ア 横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体
対象とする公の施設：横浜美術館（平成20年度）（市民活力推進局）
- イ 財団法人横浜市芸術文化振興財団
対象とする公の施設：(ア) 横浜能楽堂（市民活力推進局）
(イ) 横浜美術館（平成19年度）（市民活力推進局）
- ウ (財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体
対象とする公の施設：横浜みなとみらいホール（市民活力推進局）
- エ 財団法人横浜市芸術文化振興財団・株式会社横浜アーティスト共同事業体
対象とする公の施設：横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）
（市民活力推進局）

オ 財団法人横浜市体育協会

対象とする公の施設：(ア) 横浜市神奈川スポーツセンター（神奈川区）
(イ) 横浜市磯子スポーツセンター（磯子区）

カ 特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ

対象とする公の施設：(ア) 横浜市神大寺地区センター（神奈川区）
(イ) 神大寺中央公園こどもログハウス（神奈川区）
(ウ) 横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス
（神奈川区）

キ 羽沢スポーツ会館運営委員会

対象とする公の施設：横浜市羽沢スポーツ会館（神奈川区）

ク 保土ヶ谷区区民利用施設協会

対象とする公の施設：(ア) 横浜市初音が丘地区センター（保土ヶ谷区）
(イ) 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館（保土ヶ谷区）
(ウ) 川島町公園こどもログハウス（保土ヶ谷区）
(エ) 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス（保土ヶ谷区）

ケ 横浜市磯子区区民利用施設協会

対象とする公の施設：(ア) 横浜市杉田地区センター（磯子区）
(イ) 洋光台駅前公園こどもログハウス（磯子区）
(ウ) 横浜市滝頭コミュニティハウス（磯子区）

2 監査の期間

平成20年9月1日から平成20年12月17日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務並びに当該団体に関する局、区及び事業本部の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は協定等に基づき適正に行われているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務並びに当該団体に関する局、区及び事業本部の事務のう

ち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局、区及び事業本部にあつては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては、局、区及び事業本部の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

<監査結果一覧>

指摘事項及び指導事項

分類	監査結果		団体名 (所管局区名等)	種類	ページ
現金・金券類の取扱事務	指摘	タクシーの利用について	財団法人横浜市芸術文化振興財団 (市民活力推進局)	出資	38
			横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー ・三菱地所ビルマネジメント共同事業体 (市民活力推進局)	公の施設	
	(財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体 (市民活力推進局)				
	施設内に設置されている募金箱の管理について	横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー ・三菱地所ビルマネジメント共同事業体 (市民活力推進局)	39		
指導	立替払及び小口現金の執行について	横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー ・三菱地所ビルマネジメント共同事業体 (市民活力推進局)	40		
		(財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体 (市民活力推進局)			
収入事務	指摘	賃貸借契約の締結及び賃料の徴収について	財団法人横浜市芸術文化振興財団 (開港150周年・創造都市事業本部)	財援	41
		収納した金銭の金融機関への預け入れについて	財団法人横浜市芸術文化振興財団 (市民活力推進局)	出資	41
			財団法人横浜市芸術文化振興財団 ・株式会社横浜アーティスト共同事業体 (市民活力推進局)	公の施設	
契約事務	指摘	適正な契約手続について	財団法人横浜市体育協会 (神奈川区・磯子区)	公の施設	42

分類	監 査 結 果		団体名 (所管局区名等)	種 類	ペ ージ
経理事務	指摘	マリナー利用契約者からの預り保証金について	横浜ベイサイドマリナー株式会社 (港湾局)	出 資	43
		経理事務等に係る内部統制の整備について	特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ (神奈川区)	公 の 施 設	44
			保土ヶ谷区区民利用施設協会 (保土ヶ谷区)		
			横浜市磯子区区民利用施設協会 (磯子区)		
		源泉所得税等の簿外処理について	特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ (神奈川区)		45
			羽沢スポーツ会館運営委員会 (神奈川区)		
			保土ヶ谷区区民利用施設協会 (保土ヶ谷区)		
横浜市磯子区区民利用施設協会 (磯子区)					
指定管理協定の履行確認	指導	会館利用許可申請書の保存について	羽沢スポーツ会館運営委員会 (神奈川区)	公 の 施 設	47
		維持管理を行う施設の管理区域の協定等への明確な記載について	財団法人横浜市体育協会 (神奈川区)		47
財産管理	指摘	指定管理者が管理する備品について	財団法人横浜市体育協会 (神奈川区・磯子区)	公 の 施 設	48
			羽沢スポーツ会館運営委員会 (神奈川区)		
			保土ヶ谷区区民利用施設協会 (保土ヶ谷区)		
		目的外使用許可範囲を超える面積の使用について	特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ (神奈川区)		49
計	指摘事項 10件 指導事項 3件				

意見

分類	監 査 結 果	団体名 (所管局区名等)	種 類	ページ
経 理 事 務	指定管理経費と職員・スタッフの金銭を明確に区別した適正な事務手続について	財団法人横浜市体育協会 (神奈川区)	公 の 施 設	50
		特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ (神奈川区)		
		羽沢スポーツ会館運営委員会 (神奈川区)		
		保土ヶ谷区区民利用施設協会 (保土ヶ谷区)		
		横浜市磯子区区民利用施設協会 (磯子区)		
計	1 件			

(1) 現金・金券類の取扱事務

【指摘事項】

ア タクシーの利用について 《団体に対するもの》

(財団法人横浜市芸術文化振興財団)

(横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント
共同事業体)

((財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体)

財団法人横浜市芸術文化振興財団の事務局、横浜美術館、横浜みなとみらいホール及び横浜能楽堂では、緊急事由や効率的な事業執行などのためにタクシーを利用している。

タクシーの利用には共通乗車券（以下「タクシー券」という。）を使用しており、タクシー券の受払に当たっては、小口現金や前渡金・概算払金等と同様に「財団法人横浜市芸術文化振興財団経理規程」及び同施行要綱により規定されている金銭受払定例決裁簿（以下「定例決裁簿」という。）により管理されている。

そこで、タクシー券の利用状況について確認したところ、平成19年度において26枚のタクシー券が定例決裁簿に払出しの記載がなく、保管もされていないなど、金券と同様の管理が行われていない状況が見受けられた。

については、タクシー券を払い出す際の確認などを行うとともに、タクシー券の管理方法や利用のガイドラインを定めるなど、タクシーの利用について適切な執行管理に努められたい。

イ 施設内に設置されている募金箱の管理について 《所管局に対するもの》
(市民活力推進局)

横浜美術館の館内に、横浜市文化基金への寄付を募る募金箱（1個）が設置されている。

この募金箱に集められた市民からの寄付は、任意団体である横浜美術館協力会（以下「協力会」という。）が年度末に取りまとめ、横浜市文化基金に寄付を行っている（平成19年度 38,028円）。

そこで、この募金箱の管理主体について確認したところ、募金箱は市民活力推進局が設置しているが、寄せられた募金は協力会が管理しているとのことであった。しかし、本市と協力会の間には書面による取り決めが交わされておらず、募金箱の鍵を指定管理者に預けているなど、責任の主体が不明確となっていた。

については、事故防止の観点や、市民からの寄付を募るに当たり説明責任を果たすため、募金箱の管理主体を明確にするよう改められたい。

(文化振興課)

< 横浜美術館外観 >



【指導事項】

ウ 立替払及び小口現金の執行について 《団体に対するもの》

(横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体)

((財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体)

横浜美術館及び横浜みなとみらいホールでは、財団法人横浜市芸術文化振興財団経理規程（以下「財団経理規程」という。）により経理事務を行っているが、立替払及び小口現金の取扱いで次のような事例が見受けられた。

(ア) 財団経理規程では、事業現場、出張先において、緊急かつ予期できなかった経費で、その総額が10,000円以下のものについては、立替払で執行できていることになっている。

しかし、横浜美術館では子どものアトリエ事業に使用する文具など、あらかじめ開催日時等が決まっている場合であっても職員による立替払が常態として行われていた。

(横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体)

(イ) 財団経理規程及び同施行要綱では、小口現金については1件10,000円未満の経費の執行のときに使用でき、用務終了後速やかに、領収書を添付して精算することになっている。

しかし、横浜みなとみらいホールでは、10,000円以上（最高60,000円）の経費の執行が行われていた。

さらに、執行額を10,000円未満にするため精算に使用する領収書を分割している事例が見受けられた。

((財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体)

については、常態化している立替払の改善について検討されたい。また、小口現金の適正な執行に向け改善に努められたい。

(2) 収入事務

【指摘事項】

ア 賃貸借契約の締結及び賃料の徴収について 《団体に対するもの》

(財団法人横浜市芸術文化振興財団)

新たな芸術・文化など創造的活動の拠点施設として平成18年6月に中区日本大通にオープンしたZAIM（ザイム）は、財団法人横浜市芸術文化振興財団が管理運営しており、施設の一部を継続的な創造活動拠点として利用する団体（以下「活動拠点設置団体」という。）と1年間の賃貸借契約を結び提供している。

平成20年度は、応募のあった36団体の中から新たに11団体を活動拠点設置団体として決定し、前年度からの継続利用団体と合わせ33団体が利用して、アーティスト、クリエイター等が創造活動の拠点としている。

しかし、利用している団体のうち19団体と賃貸借契約が未締結であり、また、27団体で賃料の滞納も見受けられた。

については、早急に各団体と賃貸借契約を結ぶとともに、賃料の徴収に努められたい。

イ 収納した金銭の金融機関への預け入れについて 《団体に対するもの》

(財団法人横浜市芸術文化振興財団)

(財団法人横浜市芸術文化振興財団・株式会社横浜アーティスト共同事業体)

横浜能楽堂、横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）及びZAIMでは、利用者から徴収している利用料金等の収納事務を財団法人横浜市芸術文化振興財団経理規程（以下「財団経理規程」という。）に基づき行っている。

財団経理規程では、収納した金銭は速やかに金融機関へ預け入れることとされているが、前記3施設では、徴収した現金を金融機関へ預け入れるまでの期間が最長27日間、平均でも9日間と長くなっていた。

については、徴収した利用料金等を速やかに預け入れるように改善を検討されたい。

(3) 契約事務

【指摘事項】

ア 適正な契約手続について 《団体に対するもの》

(財団法人横浜市体育協会)

財団法人横浜市体育協会契約規程（以下「契約規程」という。）によると、工事請負契約について随意契約を締結することのできる金額は、予定価格が2,500,000円を超えないときで、これを超えるときは指名競争入札により契約を締結しなければならないと規定されているが、スポーツセンターの工事請負契約で、この金額を超えて、随意契約を締結しているものがあった。

(ア) 横浜市神奈川スポーツセンター

工事名 神奈川スポーツセンター1階男女トイレ改修工事

(イ) 横浜市磯子スポーツセンター

工事名 磯子スポーツセンタートレーニング室・第3体育室・ロビー壁面塗装工事

については、契約規程に基づいて適正な契約事務に努められたい。

(4) 経理事務

【指摘事項】

ア マリーナ利用契約者からの預り保証金について 《団体に対するもの》
(横浜ベイサイドマリーナ株式会社)

横浜ベイサイドマリーナ株式会社（以下「YBM」という。）が管理・運営する横浜ベイサイドマリーナの係留バースに係る利用契約者は、YBMに対して保証金を差し入れるものとされている。

そこで、YBMが利用契約者から差し入れられた保証金についてみたところ、決算報告書では利用契約者に係る「預り保証金」は、12億5,415万円であるが、契約者管理システムから出力された利用契約者の一覧表では、預り保証金額が12億4,830万円となっており、両者には585万円の差異が認められた。

については、「預り保証金」について精査し、正確な額を決算報告書に計上されたい。

イ 経理事務等に係る内部統制の整備について ‹‹団体及び所管区に対するもの››

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区)
(保土ヶ谷区区民利用施設協会及び保土ヶ谷区)
(横浜市磯子区区民利用施設協会及び磯子区)

団体の決算事務等をみたところ、次のような事例があったので、各団体は決算数値と現金残高の精査と適正な会計処理を行われたい。

また、所管区は、指定管理施設に係る指定管理者の決算に対するチェック及び指導を強化されたい。

(ア) 横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウスでは、支出伝票の入力誤りにより、決算額が888,404円多く支出計上されていた。

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区地域振興課)

(イ) 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウスでは、自主事業の収入に関する記録及びコピー代の領収に関する記録が保管されていなかったため、収入決算額の内訳と証拠資料を確認することができなかった。

(保土ヶ谷区区民利用施設協会及び保土ヶ谷区地域協働課)

(ウ) 横浜市磯子区区民利用施設協会では、平成16年度決算で修繕積立金480,000円を支出額に計上していたが、同額が平成19年度末まで処理されず、協会内に預金として残っていた。

(横浜市磯子区区民利用施設協会及び磯子区地域振興課)

ウ 源泉所得税等の簿外処理について 《団体に対するもの》

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

団体の現金管理をみたところ、次のように預り金等を帳簿外で保管していた事例があったので、各団体は帳簿記入を徹底し、事務処理の誤りを未然に防止するなど、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 次表のとおり、特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ、羽沢スポーツ会館運営委員会、保土ヶ谷区区民利用施設協会及び横浜市磯子区区民利用施設協会が管理している施設の一部では、実施した事業で支出した講師謝金に対する源泉所得税を預り金に計上せず帳簿外としていた。

<講師謝金に係る簿外現金の一覧>

団体名・施設名		現金額等
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ		
	横浜市神大寺地区センター	源泉所得税納付額：28,700円（平成19年）
	横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス	源泉所得税納付額：9,106円（平成19年）
	神大寺中央公園こどもログハウス	源泉所得税納付額：2,776円（平成19年）
羽沢スポーツ会館運営委員会		
	横浜市羽沢スポーツ会館	源泉所得税納付額：2,775円（平成19年）
保土ヶ谷区区民利用施設協会		
	横浜市初音が丘地区センター	源泉所得税納付額：56,830円（平成19年）
	横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	源泉所得税納付額：9,220円（平成19年）
	川島町公園こどもログハウス	源泉所得税納付額：888円（平成20年） （平成19年は実績なし）
	横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	源泉所得税納付額：41,200円（平成19年）
横浜市磯子区区民利用施設協会		
	横浜市杉田地区センター	源泉所得税納付額：150,622円 謝金支払から、協会事務局が預り金処理するまでの間、施設で現金保管
	横浜市滝頭コミュニティハウス	源泉所得税納付額：31,333円 謝金支払から、協会事務局が預り金処理するまでの間、施設で現金保管

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

(イ) 保土ヶ谷区区民利用施設協会では、帳簿外で保管していた会計事務所顧問料に対する源泉所得税57,000円が未納となっていた。

< 簿外現金 >

団体名	施設名	事実	備考
保土ヶ谷区区民利用施設協会			
	協会事務局	源泉所得税の未納 ・ 税理士報酬	未納額：28,000円（平成19年） 29,000円（平成20年）

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(ウ) 横浜市磯子区区民利用施設協会では、利用料金として入金された6,180円に対する利用申込書等の収入の根拠となる資料がなく、利用料金であることは確認できなかった。

< 簿外現金 >

団体名	施設名	事実	備考
横浜市磯子区区民利用施設協会			
	横浜市杉田地区センター	利用料金前受金の簿外処理 ・ 3月に領収した、4月分の施設利用料	現金保管期間1か月弱 収入経緯不明金6,180円あり

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

(5) 指定管理協定の履行確認

【指導事項】

ア 会館利用許可申請書の保存について <所管区に対するもの>

(神奈川区)

「横浜市羽沢スポーツ会館の管理に関する基本協定」では、指定管理者は毎年度事業終了後に事業報告書を提出し、本市は必要があると認めるときには、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に報告又は説明を求めることができるものとしている。

そこで、横浜市羽沢スポーツ会館の利用状況を確認するため、利用者が体育館や会議室を占有使用する場合に必要な「羽沢スポーツ会館利用許可申請書・許可書」について調査したところ、施設利用の当日に廃棄しており、申請書を確認することができなかった。

事業報告が適正かどうかの履行確認を行うに当たっては、利用状況を確認できる文書が不可欠であることから、所管区においては、適切な保存期間を定めて履行を確認できる文書を保存するよう、指示されたい。

(地域振興課)

イ 維持管理を行う施設の管理区域の協定等への明確な記載について <所管区に対するもの>

(神奈川区)

横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の公募時の要領や協定書等をみたところ、横浜市神奈川スポーツセンター用地の一部及び施設屋上部分にある「三ツ沢上町公園」に関する記載がないうえに、施設全体の管理区域を示す図面も添付されていなかったため、管理運営を行う公の施設の範囲について、正しく確認することができなかった。

管理区域を確定することは施設管理の基本であることから、協定等に明確に記載されたい。

(地域振興課)

(6) 財産管理

【指摘事項】

ア 指定管理者が管理する備品について 《団体及び所管区に対するもの》

(財団法人横浜市体育協会並びに神奈川区及び磯子区)

(羽沢スポーツ会館管理運営委員会及び神奈川区)

(保土ケ谷区区民利用施設協会及び保土ケ谷区)

指定管理者が管理する備品について、次のような不適切な事例が見受けられた。

(ア) 横浜市羽沢スポーツ会館及び横浜市瀬戸ケ谷スポーツ会館では、購入した物品の備品台帳への記載漏れ等が見受けられた。

(羽沢スポーツ会館管理運営委員会及び神奈川区地域振興課)

(保土ケ谷区区民利用施設協会及び保土ケ谷区地域協働課)

(イ) 横浜市神奈川スポーツセンター及び横浜市磯子スポーツセンターでは、市民活力推進局から交付されたウェイトトレーニング機器が、備品台帳に記載されていなかった。

(財団法人横浜市体育協会並びに神奈川区地域振興課及び磯子区地域振興課)

(ウ) 横浜市神奈川スポーツセンターでは、コインロッカーを更新(20台)したが、廃棄された備品について、廃棄手続が行われていなかった。

(財団法人横浜市体育協会及び神奈川区地域振興課)

指定管理に関する協定によると、本市に帰属する備品は、指定管理期間終了後、本市又は次の指定管理者に引き継がれるものであるため、厳正に管理されたい。

イ 目的外使用許可範囲を超える面積の使用について 《団体及び所管区に対するもの》

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区)

特定非営利活動法人こらぼネット・かながわは、指定管理を行っている横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウスの会議室を事務局の事務所としているが目的外使用許可を受けるに当たっては、会議室（76㎡）の一部（17㎡）を事務所として許可を受け、残りは、会議室として市民利用に供することとされている。

しかし、実態は、会議室の約半分のスペースを事務所として使用しているほか、残りの半分も事務局及び施設職員の利用スペースとしており、市民利用には供されていなかった。

については、使用に当たっては、目的外使用許可書に定められた範囲を遵守されたい。

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区地域振興課)

(7) 意見

指定管理経費と職員・スタッフの金銭を明確に区別した適正な事務手続について 《団体に対するもの》

(財団法人横浜市体育協会)

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

指定管理者は、横浜市から施設の管理権限を委任されているものであり、公の施設の管理運営に当たっては市と同様な厳格さが求められ、指定管理料及び利用者から徴収する公の施設の利用料金と、職員・スタッフの金銭とを明確に区別した適正な取り扱いが求められる。

しかし、次のような事例が見受けられたので、各団体は適正な事務手続に努められたい。

ア 横浜市羽沢スポーツ会館、川島町公園こどもログハウス及び洋光台駅前公園こどもログハウスでは、指定管理者が使用する物品の購入等に際し、団体職員の私的現金による立替払いがあった。

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

イ 横浜市羽沢スポーツ会館では、夜間、小口現金を団体職員が自宅で保管している事例が常態化していた。

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

ウ 横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市神大寺地区センター、神大寺中央公園こどもログハウス、横浜市羽沢スポーツ会館、横浜市初音が丘地区センター、横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス及び横浜市滝頭コミュニティハウスでは、指定管理者が使用する物品の購入時に、団体職員・スタッフ個人が所有するポイントカードを提示し、そのカードにポイントが加算されていた。

(財団法人横浜市体育協会)

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

<神大寺中央公園こどもログハウスの内部>



《参考資料》 指摘等のある財政援助団体等監査の対象団体の概要

(記載のないものは平成20年9月1日現在)

1 出資団体

横浜ベイサイドマリーナ株式会社

設立年月日	平成5年11月10日
所在地	横浜市金沢区白帆1番地
設立目的	市民の海洋性レクリエーションニーズに対応し、また、河川・運河等に放置されているプレジャーボート収容の受け皿としてマリーナ施設を整備し、その管理運営を行う。
代表者	代表取締役社長 福井富夫
役員数	常勤 3名 非常勤 11名
主な事業内容	マリーナ施設の整備及び管理運営
直近の決算	平成20年3月31日 資本金 4,000,000,000円 市からの出資額 2,040,000,000円 (出資比率51.0%) 市の損失補償に係る債務残高 600,000,000円

2 出資及び財政援助団体

財団法人横浜市芸術文化振興財団

設立年月日	平成3年7月10日
所在地	横浜市中区北仲通4丁目40番地
設立目的	美術、音楽、演劇等の芸術文化活動を総合的に振興することにより、開港以来培われてきた豊かな文化的伝統の維持と横浜市独自の芸術文化の推進を図り、もってゆとりと生きがいに満ちた市民生活の実現と国際文化都市・横浜の進展に寄与することを目的とする。
代表者	理事長 澄川 喜一
役員数	常勤 2名 非常勤 19名
主な事業内容	1 芸術文化事業の企画・実施 2 芸術文化活動の奨励・育成 3 芸術文化情報の収集・提供 4 芸術文化に関する調査・研究
直近の決算	平成20年3月31日 基本金 200,000,000円 市からの出資額 100,000,000円 (出資比率50.0%) 市からの補助金額 698,670,000円

3 公の施設の管理団体（指定管理者）

(1) 財団法人横浜市芸術文化振興財団（団体概要は2を参照）

公の施設：横浜美術館〔平成19年度〕及び横浜能楽堂

横浜能楽堂	
設置場所	横浜市西区紅葉ヶ丘27番地2 掃部山公園内
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	175,440,000円
横浜美術館〔平成19年度〕	
設置場所	横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号
指定期間	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで（暫定的な指定管理者）
平成19年度 指定管理料	559,162,000円

(2) 横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント 共同事業体

公の施設：横浜美術館〔平成20年度〕

構成団体	1 財団法人横浜市芸術文化振興財団 2 株式会社相鉄エージェンシー 3 三菱地所ビルマネジメント株式会社
代表構成団体	財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄川 喜一 横浜市中区北仲通4丁目40番地
横浜美術館〔平成20年度〕	
設置場所	横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号
指定期間	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
平成20年度 指定管理料	550,000,000円

(3) (財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体

公の施設：横浜みなとみらいホール

構成団体	1 財団法人横浜市芸術文化振興財団 2 株式会社東急エージェンシー 3 株式会社東急コミュニティー 4 株式会社東京舞台照明
代表構成団体	財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄川 喜一 横浜市中区北仲通4丁目40番地
横浜みなとみらいホール	
設置場所	横浜市西区みなとみらい二丁目3番6号
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	464,765,000円

(4) 財団法人横浜市芸術文化振興財団・株式会社横浜アーティスト共同事業体
公の施設：横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）

構成団体	1 財団法人横浜市芸術文化振興財団 2 株式会社横浜アーティスト
代表構成団体	財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄川 喜一 横浜市中区北仲通4丁目40番地
横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）	
設置場所	横浜市中区野毛町3丁目110番地1
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	192,400,000円

(5) 財団法人横浜市体育協会
公の施設：横浜市神奈川スポーツセンター及び横浜市磯子スポーツセンター

代表者及び所在地	会長 須藤 照彦 横浜市中区尾上町6丁目81番地
横浜市神奈川スポーツセンター	
設置場所	横浜市神奈川区三ツ沢上町11番18号
指定期間	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	55,714,000円
横浜市磯子スポーツセンター	
設置場所	横浜市磯子区杉田五丁目32番25号
指定期間	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	54,713,000円

(6) 特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ
公の施設：横浜市神大寺地区センター、神大寺中央公園こどもログハウス及び横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス

代表者及び所在地	理事長 伊東 満 横浜市神奈川区幸ヶ谷4番地
横浜市神大寺地区センター	
設置場所	横浜市神奈川区神大寺二丁目28番18号
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	30,812,000円
神大寺中央公園こどもログハウス	
設置場所	横浜市神奈川区神大寺三丁目25番
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	7,217,000円
横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス	
設置場所	横浜市神奈川区幸ヶ谷4番地
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	22,245,000円

(7) 羽沢スポーツ会館運営委員会

公の施設：横浜市羽沢スポーツ会館

代表者及び所在地	会長 平本 敬蔵 横浜市神奈川区羽沢町1700番地1
横浜市羽沢スポーツ会館	
設置場所	横浜市神奈川区羽沢町1700番地1
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	7,945,000円

(8) 保土ヶ谷区区民利用施設協会

公の施設：横浜市初音が丘地区センター、横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館、川島町公園こどもログハウス及び横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス

代表者及び所在地	会長 橋本 淳 横浜市保土ヶ谷区西谷町918番地
横浜市初音が丘地区センター	
設置場所	横浜市保土ヶ谷区藤塚町15番1号
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	32,282,000円
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	
設置場所	横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町71番地
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	6,265,000円
川島町公園こどもログハウス	
設置場所	横浜市保土ヶ谷区川島町825番地1
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	7,458,000円
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	
設置場所	横浜市保土ヶ谷区岩崎町15番30号
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	21,432,000円

(9) 横浜市磯子区区民利用施設協会

公の施設：横浜市杉田地区センター、洋光台駅前公園こどもログハウス及び横浜市滝頭コミュニティハウス

代表者及び所在地	会長 宮嶋 修 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号
横浜市杉田地区センター	
設置場所	横浜市磯子区杉田一丁目17番1号プララ杉田4階
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	49,031,000円
洋光台駅前公園こどもログハウス	
設置場所	横浜市磯子区洋光台五丁目2番
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	7,571,640円
横浜市滝頭コミュニティハウス	
設置場所	横浜市磯子区滝頭二丁目31番39号
指定期間	平成16年5月15日から平成21年3月31日まで
平成19年度 指定管理料	22,771,000円

『監査を終わって…』

平成20年度第1回定期監査及び財政援助団体等監査は、市民の信頼に応え、市民満足度やコンプライアンスの向上に貢献することを目指して、予算の執行や財産管理等について、合规性・正確性・安全性の観点からの監査を基本としながら、一部は3E（経済性・効率性・有効性）の観点からも監査を行いました。

今回の監査結果では、①産業廃棄物処理委託においてマニフェスト（産業廃棄物管理票）を確認せずに検査調書を作成し支出した、②パソコンソフトの契約で不要なライセンスを調達した、③アルバイトに対する規定外の年次有給休暇を付与した、など日常の業務運営に必要な知識の欠如により、基本的事項が守られていない事例がいくつかありました。

また、④現金や金券類の取扱いが適切でなかった、⑤経理・契約事務が規定どおりに行われていなかった、など毎回のように指摘される事例もありました。

監査では、これまでも、各区局における内部統制が有効に機能するように改善充実を促してきたところです。前回の監査報告でも、具体的な改善策の実施を期待する旨の意見を述べましたが、経理担当組織の充実について検討するなど、基本に立ち返り、早急に改善に取り組んでいただくようお願いします。

最後になりますが、監査報告では、指摘事項等を内容別に分類整理していますので、これらの監査結果を活用して、指摘された区局や担当課等だけにとどまらずに、共通の課題と捉えて、今後の事務改善等に取り組まれることを期待しています。

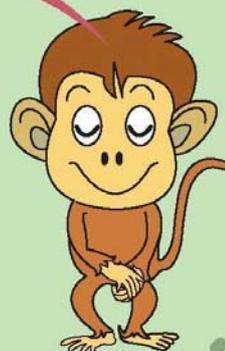
平成21年1月13日

横浜市監査委員	川内克忠
同	須須木永一
同	山口俊明
同	星野國和
同	仁田昌寿

横浜市監査事務局ホームページにアクセスを！

<http://www.city.yokohama.jp/me/kansa/>

ご意見、ご感想がありましたら、
下記までお寄せください。



発行：横浜市監査事務局

発行日：平成21年1月13日

所在地：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045(671)3362 FAX：045(664)2944

電子メール：ka-kansa@city.yokohama.jp